

常務会運営規程

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づく組織及び職務分掌に関する規程第10条第5項により設置する常務理事会に関し、必要な事項を定め、それによって常務会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする

(任務)

第2条 常務会は、理事会で承認された年次予算に基づき、各専門委員会及び各特別委員会の事業の執行状況を把握し、当法人の事業が円滑に遂行するよう各委員会間の連絡・調整等を行う。

- 2 常務会は、前項の連絡・調整等に必要な範囲で必要な事項を決議することができる。
- 3 常務会は、当法人の事業を円滑に遂行するための施策を経営会議に上申することができる。

(常務会の構成員)

第3条 組織及び職務分掌に関する規程第10条第1項に基づき、常務会は、常務理事、各専門委員会委員長及び各特別委員会委員長で構成する。

(開催)

第4条 常務会は、原則として毎月開催するものとし、具体的な日時及び場所については、予め常務会にて決定する。ただし、必要がある場合にはその都度開催することができる。

(招集)

第5条 常務会は、常務理事のいずれかが招集する。

- 2 常務会を招集しようとする者は、開催日の1週間前までに他の構成員にその旨を通知しなければならない。ただし、次の事由がある場合は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 予め常務会の日程を決めた場合、招集通知は不要とする。
 - (2) 緊急を要し、構成員全員の同意があるときは通知期間を短縮することができる。

(議長)

第6条 常務会の議長は、都度、常務理事の中から互選で決定する。

(定足数)

第7条 常務会は、常務会の構成員である常務理事の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第8条 常務会の決議は、出席構成員の過半数をもって行う。

(報告)

第9条 各専門委員会委員長及び各特別委員会委員長（以下単に「委員長」という。）は、各委員会の予算の執行状況及び事業の状況を報告しなければならない。

2 委員長が欠席し、第11条に基づく代理出席もない場合、委員長は、事前に、前項の報告事項を書面にして常務会に提出する。

(業務執行理事及び監事の出席)

第10条 常務理事以外の業務執行理事及び監事は、常務会に出席することができる。

(委員長の代理出席)

第11条 委員長が常務会に出席できない場合、委員長は、当該委員長が所属する委員会の委員を常務会に出席させることができる。

2 前項に基づき代理出席した委員は、委員長を代理して、第8条の決議に参加し、第9条の報告を行う。

(関係者の出席)

第12条 常務会は、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(書面決議)

第13条 常務会の構成員が常務会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき常務会の構成員の全員が書面又は電磁的

記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の常務会の決議があったものとみなす。

(記録)

第14条 常務会の議事については、議事の内容が分かる程度に記録し、記録者が記名捺印することで足りる。ただし、重要な議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載して、議長及び出席した構成員がこれに記名押印しなければならない。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則〔平成30年6月9日制定〕

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則〔2019年6月14日改正〕

2019年6月14日の定例理事会において承認された第4条、第5条及び第10条の改正は、同日から施行する。